限定承認公告

本籍新潟市中央区白山浦一丁目三三六番地二〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中野　多雄

右被相続人は平成二十二年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年四月三十日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十八日
新潟市中央区信濃町二丁目一一番第二信善四〇三号　相続財産管理人　中野　久

限定承認公告

本籍愛知県豊川市蔵子七丁目四番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横山千代治

右被相続人は平成二十二年二月（日時不詳）に死亡し、その相続人は平成二十二年六月十八日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十八日
愛知県豊川市蔵子七丁目四番地八
限定承認者　横山　治彦

限定承認公告

本籍大阪府堺市東区草尾五五五番地、最後の住所東京都練馬区中村三丁目二三番一〇号アネックス中幸二〇五
被相続人　亡　奥田　**隆**

右被相続人は平成二十二年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年六月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十八日
大阪府堺市東区草尾五五五番地
相続財産管理人　奥田　房栄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十二年七月十四日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的
次項に定める減資消却可能額の範囲内の金銭を資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資社員に対して払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件及び時期
特定資産又は特定資産に係る信託に基づく信託受益権の全部若しくは一部の売却又は減価償却を行い取締役が簡易減資消却が必要であると判断した場合、その後取締役が決定により定めた時期に、初年度からの特定資産又は特定資産に係る信託に基づく信託受益権を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、消費税の還付及び減価償却の累計額その他当会社が利用可能な資金の合計額（但し、正数の場合に限る。「減資消却可能額」という。）の範囲内で取締役が定める金額について、各優先出資社員の保有する優先出資口数（全額の払込がなされていることを条件とする。）に応じて簡易減資消却を行うこと。

三、減少する優先資本金の額
金八千五百七十万円

四、消却する優先出資の種類及び口数
第一回優先出資、一千七百十四口

五、消却の方法
各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて、優先出資一口につき金五万円で有償強制消却する。

六、消却に要する金額
金八千五百七十万円

七、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
第一回優先出資

平成二十二年六月二十八日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
八丁堀特定目的会社
取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百七十万円減少し十四億六千二百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十六日
掲載頁　九十頁（号外第八十九号）

平成二十二年六月二十八日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
八丁堀特定目的会社
取締役　鄭　武壽

自己株式取得事項の通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十二年六月二十五日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　一、二〇〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金五〇円

三、株式を取得するのと引替えに交付する金銭等の総額　金六〇、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日
平成二十二年十一月三十日

平成二十二年六月二十八日
大阪市中央区備後町三丁目三番一一号
小泉産業株式会社
代表取締役社長　梅田　照幸

取消公告

平成二十二年五月二十一日掲載の優先資本金の額の減少に係る事項の公告は取消します。

平成二十二年六月二十八日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
Rabbit Nakanoshima特定目的会社
取締役　森田　威

取消公告

平成二十二年六月十日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十二年六月二十八日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
Rabbit Nakanoshima特定目的会社
取締役　森田　威

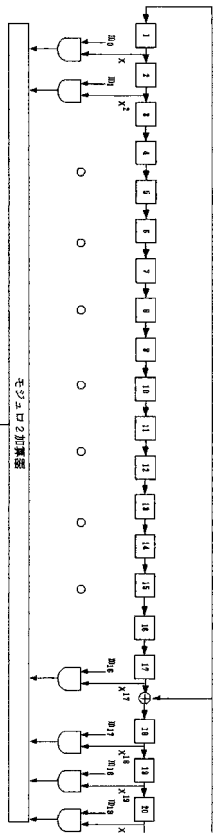
正　誤

平成二十二年四月二十三日（号外第八十八号）公布総務省令第五十五号（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

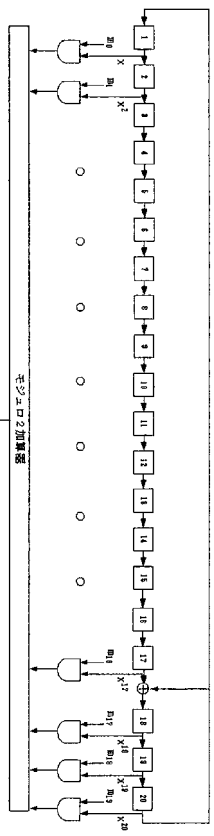
一八ページ上段別表第十九号の十八別記3中

「



」は

「



」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　六月二十八日付第一三五号　二五六ページ●同日付政府調達第一一九号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）